

平成16年12月24日
原子力安全対策課
(16-98)
<11時記者発表>

美浜発電所3号機の定期検査作業開始について
(第21回定期検査)

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

美浜発電所3号機(加圧水型軽水炉;定格電気出力82.6万kW)は、8月9日に発生した2次系配管破損事故により停止中であるが、8月14日より、法令に基づき定期検査を開始した。 [8月13日記者発表済]

電気事業法第54条第1項により、前回定期検査が終了した日から13ヵ月を越えない時期毎に、定期検査を受ける必要があるとされている。

事故後、原子炉からの燃料取り出し等の安全確保対策を行うとともに、事故に伴う現場調査および設備影響調査を実施していたが、現場での調査が終了したことから、今後、定期検査作業を開始する。

(添付資料 - 1 参照)

今定期検査においては当初計画していた作業等に加え、2次系配管の点検(5,559箇所)および事故時の熱水や蒸気等により影響を受けた範囲にある機器の点検、補修を行う。

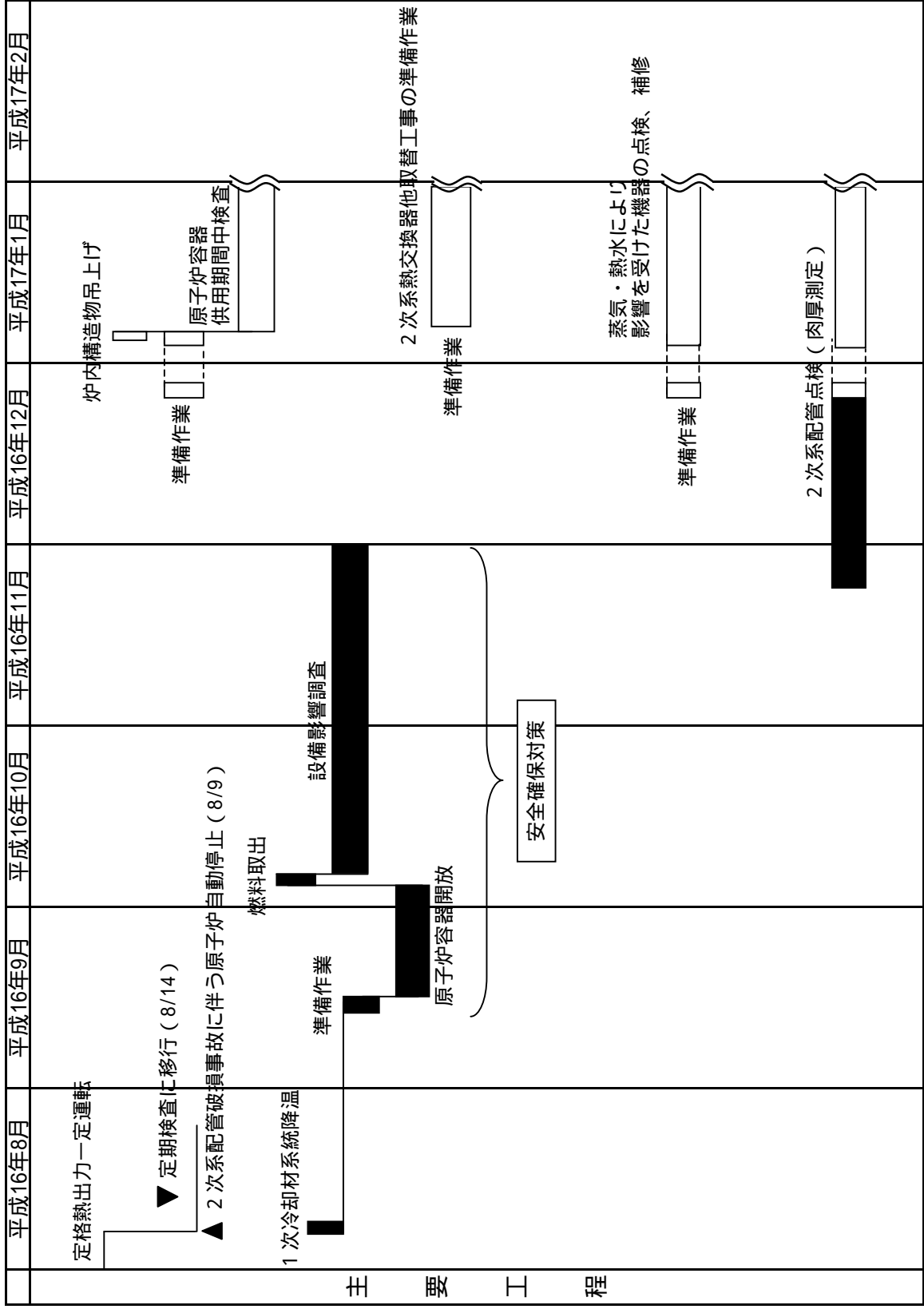
(添付資料 - 2, 3 参照)

[熱水、蒸気等の影響を受けた主な機器]

給水ポンプ(B)、給水ブースタポンプ(A, C)、復水ポンプ(A, C)
復水ブースタポンプ(A, B)、脱気器、脱気器タンク

問い合わせ先(担当:宮川)
内線2353・直通0776(20)0314

美浜発電所3号機 当面の定期検査作業工程（主要作業）



添付資料 - 1

（注）：・平成17年2月以降の工程は未定である。
 ・工程については、準備作業進捗状況及び美浜2号機の定期検査作業の調整等により変更になる場合がある。

美浜発電所 3号機 2次系配管の点検計画について

美浜発電所 3号機については、事故の当該プラントであることを勘案し、「原子力設備 2次系配管肉厚の管理指針（PWR）」（以下、管理指針と称す）における全ての点検対象箇所について、改めて肉厚測定を行いその健全性を確認する。さらに、この点検に加え、知見拡充等のための点検も行うこととする。

1. 点検対象箇所（添付資料 1, 2）

(1) 管理指針に基づく点検対象箇所

管理指針における全ての対象箇所（4, 248箇所^{*1}）を点検する。

*1：事故発生当該箇所のA系統及び類似のB系統2箇所は除く。平成16年8月16日に公表した点検計画および経済産業大臣指示文書に基づく調査によって必要と判断した点検箇所26箇所並びに原子力安全・保安院より追加点検の指示があった4箇所はこの中に含まれる。

(2) 知見拡充のための点検対象箇所

今後の管理指針の高度化に資するため、現在の管理指針の範囲外ではあるが過去にステンレス配管に取り替えた全ての箇所（1, 305箇所）について点検を実施する。

(3) 敦賀発電所 2号機反映の点検対象箇所

平成16年10月15日に発生した敦賀発電所 2号機A低圧給水加熱器ドレンタンク常用水位制御弁下流側配管からの漏えい事象を受けて、漏えい箇所と類似する14箇所^{*2}について点検を実施する。

*2：管理指針に基づく点検対象箇所との重複8箇所を含む。

上記以外にも必要と判断される箇所については、追加して点検を実施する。

以上

点検対象箇所一覧表

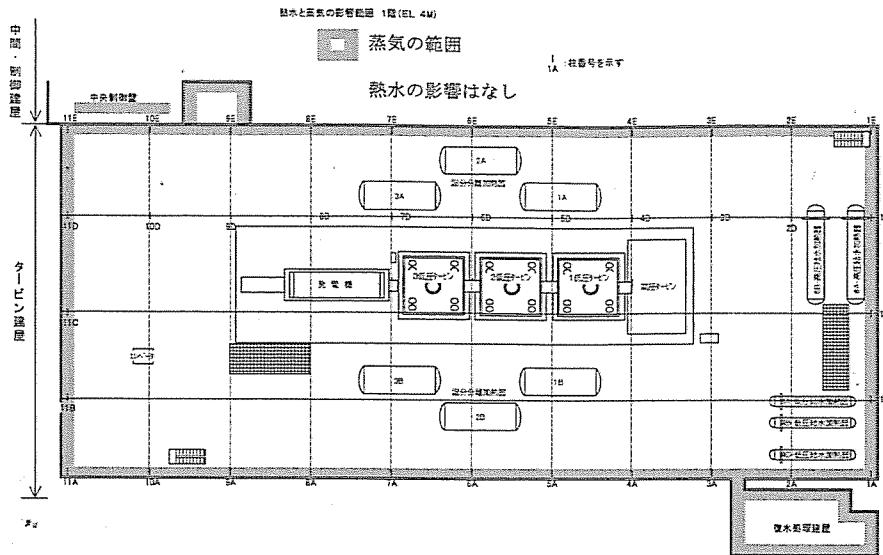
系統名	管理指針に基づく点検対象箇所	知見拡充のための点検対象箇所	敦賀発電所 2号機反映の点検対象箇所 ²
合計	4, 248 ^{*1}	1, 305	14 (8)

*1：事故発生当該箇所A系統及び類似のB系統の2箇所を除く。

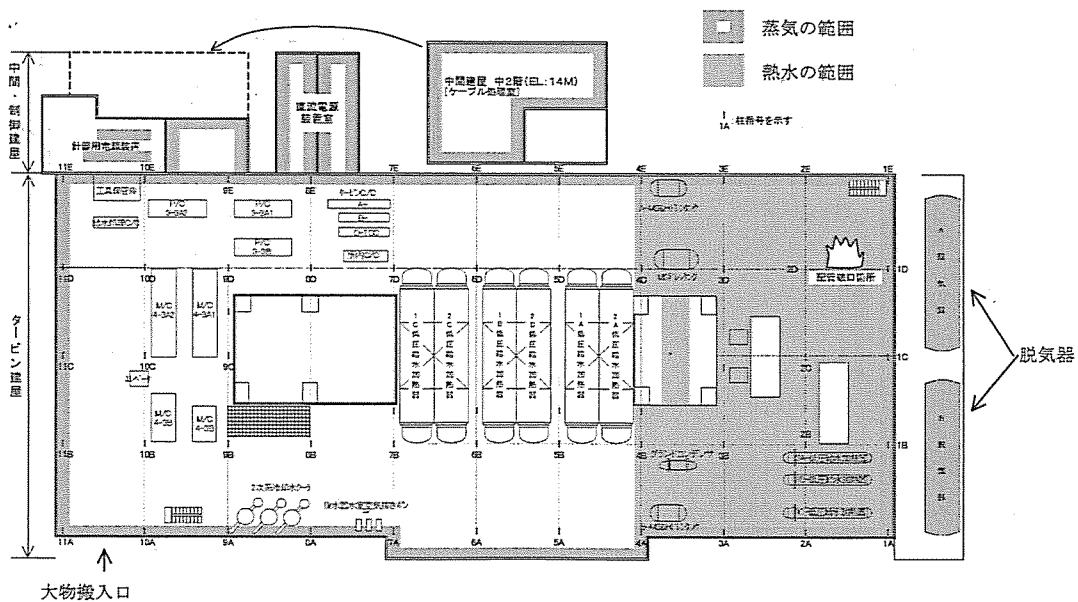
*2：管理指針に基づく点検対象箇所との重複8箇所を()内に内数で示す。

熱水、蒸気等の影響範囲（設備影響調査結果による）

熱水と蒸気の到達範囲 3階(EL:17M)



熱水と蒸気の到達範囲 2階(EL:10M)



熱水と蒸気の到達範囲 1階(EL:4M)

